

明治 20 年（1887）7 月の医会準則（県達乙第 58 号）に基づき、県内各地で医会が設立されました。「大集会」である山口県医会のほか、地域によっては一郡区を分割した「小集会」の医会が県内各地で発足しました。明治 30 年、阿武郡南部医会の会頭であった片山正は、阿武郡徳佐村（現山口市）の開業医でした。本資料は、その片山家に伝来した文書群に含まれることから、阿武郡南部医会が薬価などの医療費について協定額を規定したものと考えられます。

「薬価」の箇所では、薬の形状（散薬・水薬・丸薬）や、用法（頓服・点眼・外布・罨法・含嗽）ごとに価格が定められています。羔薬は膏薬を指します。「手術料」の箇所では、「ブシー（ブジー）・カテーテル送入（挿入）」など、現在では「手技」に類する内容も含まれていることがわかります。「診察料」の箇所では、往診（1 里以内 1 回 20 銭以上）や滞在診察料（重症ニシテ患家ニ滞在ヲ要スル時八別ニ毎壱時金貳拾銭以上）が設定されていますが、それに伴う車馬賃や宿泊料は別途必要でした。

また、全ての費用について、「以上総テ現金トス、但特別ノ場合ニヨリ旧曆盆節季ノ末期ニ収納ス」と敢えて書かれていることから、その逆のケース、つまり、受診時の現金支払いではなく、盆・節季時などの支払いが珍しくなかったことを窺わせます。

なお、この規程に違反した医師に対しては、「本会ヲ除名シ会員ヨリ絶交シ且除名絶交ノ事ヲ県下新聞紙ニ三日間広告ス可シ」といった「処分法」が定められていました。医会の会員には、協定料金の順守が厳しく求められていたのです。

②阿武郡医師会による診治料規約（明治 40 年）

（「診治料規約」片山家文書〈阿東町〉43）

診治料規約	
<p>診察及診断書料</p> <p>一 体格検査料 金五拾銭</p> <p>一 診察料 適宜</p> <p>但投薬ニ付シテハ金五拾銭以上</p> <p>一 往診料 半里ニ付 金五拾銭</p> <p>一 滞在診察料 一日 金参圓以上</p> <p>一 微兵衛及鑑定ニ關スル診断書料 金壹圓以上</p>	<p>一 死後診断料 金壹圓以上</p> <p>一 普通診断書料 金貳拾銭以上</p> <p>一 出産届書料 金貳拾銭以上</p> <p>一 死亡届書料 金参拾銭以上</p> <p>一 處方箋料 金参拾銭以上</p> <p>一 排泄物検査料 金貳拾銭以上</p>
<p>一 内用薬 一日分金拾銭乃至貳拾銭</p> <p>但小兒患者以下ハ一日分金八銭乃至金拾五銭</p> <p>一 頓服薬 一劑金六銭乃至拾銭</p> <p>一 点眼薬 一劑金拾銭</p> <p>一 膏薬 一劑千五金六銭乃至拾銭</p>	<p>一 外用薬</p> <p>合藥 一劑（參日見） 金拾銭</p> <p>洗滌薬 全上</p> <p>電法薬 全上</p> <p>吸入薬 全上</p> <p>塗布薬 一劑（拾五瓦） 金拾銭</p> <p>撒布薬 一劑 金五銭</p> <p>座薬 一劑 金五銭</p>
<p>手術料</p> <p>特別 金貳拾五圓</p> <p>一 等 金拾圓以上</p> <p>二 等 金五圓以上</p> <p>三 等 金拾圓以上</p> <p>四 等 金壹圓以上</p> <p>五 等 金五拾銭以上</p> <p>六 等 金拾銭以上</p> <p>七 等 金貳拾銭以上</p> <p>八 等 金拾五銭以上</p> <p>九 等 金拾銭以上</p> <p>十 等 金五銭以上</p>	<p>（西裁切斷） 氣管切斷術等</p> <p>（復讐骨傷） 骨折取除術、白内障手術、眼瞼孔手術、痔瘻手術、腫瘍切斷</p> <p>（足形手術） 痔疾手術、大臼整復、實布約生肌術、穿刺術等</p> <p>（瘻管切斷） 胎盤除去、小臼整復、骨折整復、キアノ瘻管等</p> <p>（瘻管切斷） 腸胃切斷等</p> <p>（胃洗滌） 胃管閉塞ノ除去等</p> <p>（前日洗滌） 尿道切斷、導尿管送入、子宮及膀胱洗滌等</p> <p>（尿尿管瘻） 高背瘻皮ノ注射等</p> <p>（電氣療法） 創傷、針灸、乳癌門瘻除去、平常皮下注射、腫瘍、血丹、瘰癧、尿</p> <p>（瘻管閉塞） 瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去</p> <p>（瘻管閉塞） 瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去</p> <p>（瘻管閉塞） 瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去、瘻管閉塞ノ除去</p>

右阿武郡醫師會ノ決議ヲ經テ明治四十一年五月ヨリ實施ス

阿武郡醫師會

明治 39 年（1906）制定の医師法第 8 条に基づき、医師会規則（内務省令第 33 号）が示され、郡市区医師会および道府県医師会が全国で設立されました。この資料は、明治 40 年に発足した阿武郡医師会が決定した医療費に関する規程です。

資料①との相違点として、「診察及診断書料」の箇所で、通院を想定した診察料が立項されている点が挙げられます。資料①の「診察料」は、往診・滞在診察・死後検断のみが立項されていました。

これに対し、資料②では、「投薬セサルモハ金五拾銭以上ヲ徴収ス」との注記が示すように、患者が通院により受診し、薬の処方がない場合にも、医師の診療行為自体に対する費用が「診察料」として認められています。近代の医師のように薬代を主な収入源とするのではなく、診察料を収入とする近代の医師の姿が想定されているといえます。「薬価」についても、資料①では薬の形状に応じて細分化されていましたが、資料②では「内用薬」で一括されており、薬価に対する捉え方の変化があるようにもみえます。

一方で、患者の視点でみると、こうした変化は、従来の薬代に加えて診察料の支払いが生じることを意味し、医療費負担は重くなったといえます。

③県内医会別薬価一覧（「薬価取調書」片山家文書〈阿東町〉39）

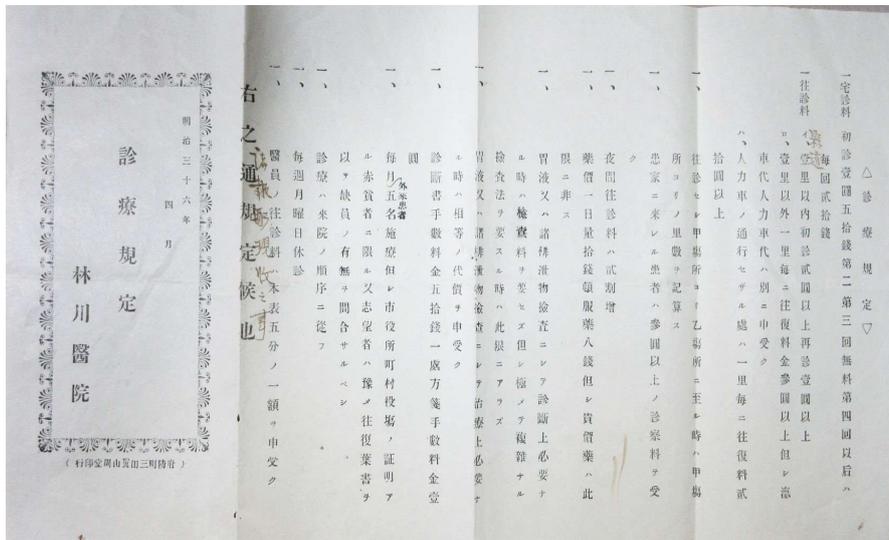
薬 価 取 調 書

医会名／種別	通常薬	貴重薬	頓服薬	其他	医会名／種別	通常薬	貴重薬	頓服薬	其他
岩国	10銭	適宜	5銭	5銭乃至8銭	小郡	大10銭 小6銭	原価		
柳井	10銭	適宜	4銭	3銭乃至8銭	船木	9銭	適宜		
平生	9銭	甲15銭 乙12銭	甲10銭 乙5銭 丙3銭	3銭乃至10銭	豊浦	10銭		6銭以上	6銭乃至10銭
室積	9銭 39年1月より10銭		5銭乃至20銭		下関	10銭以上		7銭以上	4銭乃至10銭
下松	9銭以上		5銭以上	3銭乃至10銭	大田	9銭			3銭
徳山	9銭以上		5銭以上	同上	深川	大9銭 小7銭5厘		5銭乃至20銭	5銭乃至15銭
三田尻	10銭	適宜	8銭	5銭乃至10銭	萩	8銭乃至12銭		5銭乃至8銭	3銭乃至8銭
山口	大10銭 小8銭	現価	5銭乃至15銭	3銭乃至20銭					

〈資料原本より作成〉

本資料に年代等の記載はありませんが、資料①と同じく片山家に伝来した文書であること、室積（医会）の通常薬薬価の欄にみえる「三十九年一月ヨリ拾銭」と書かれていることから、資料②を審議する際に、県内各地の医会における薬価を調べた上で参考資料として作成されたものである可能性が考えられます。通常薬の薬価は市部がやや高く、郡部は低い傾向がみえますが、大きな差はなかったようです。

④「林川医院診療規定」(明治 36 年) (原田家文書<防府市>874)



佐波郡防府町（現防府市）の開業医である林川医院（林川長兵衛医師）の診療費一覧です。こうした一覧を院内に掲出していた医院もありましたが（大分県立歴史博物館平成 26 年度平常展特集展示パンフレット「ムラのお医者さま—近代の地域医療と社会—」）、林川医院ではリーフレットを作成し、患者の利用に供していたのでしょうか。

後半部分に、「毎月外来患者五名施療、但シ市役所町村役場ノ証明アル赤貧者ニ限ル」とあり、貧困層への診療費減免が行われていたことが分かります。ただし、対象人数が 1 ヶ月につき 5 名であったことや、「志望者ハ予メ往復葉書ヲ以テ欠員ノ有無ヲ問合サルベシ」とあるように事前申込制であったことから、制限性が高かったことも窺えます。

こうした医療費は、人びとの家計にどのような影響を与えていたのでしょうか。

一例を挙げると、明治 30 年（1897）前後における非熟練の日雇労働者の日当は 30～35 銭であったとされます（横山源之助『日本之下層社会』明治 32 年）。そうした場合、本資料にみえる 1 日分の薬代（「薬価一日量拾銭」）は、1 日分の収入の約 3 分の 1 に相当し、医院の受診や往診が相当大きな経済的負担であったことは想像に難くありません。